

鹿 児 島 県 公 報

平成24年 6 月 22 日（金）第2814号の 2



鹿 児 島 県

発 行 鹿 児 島 県
〒890-8577 鹿児島市鴨池新町10番1号
編 集 総 務 部 学 事 法 制 課
定 例 発 行 日（毎 週 火， 金）
定 価 送 料 共 1 箇 月 2, 650 円

目 次

（※については例規集掲載事項）

ページ

規 則

- 鹿児島県事務処理の特例に関する条例に基づき市町村が処理する事務の範囲を定める規則の一部を改正する規則（※）（2件）（人事課取扱い） 1
- 鹿児島県森林整備公社運営資金貸付条例施行規則の一部を改正する規則（※）（森づくり推進課取扱い） 2
- 災害救助法施行細則の一部を改正する規則（※）（社会福祉課取扱い） 2

告 示

- 保安林の指定施業要件の変更予定（2件）（森づくり推進課取扱い） 3
- 生活保護法等に基づく指定医療機関等の廃止（社会福祉課取扱い） 4
- 生活保護法等に基づく指定医療機関等の変更事項の届出（3件）（社会福祉課取扱い） 4
- 介護保険法に基づく指定居宅サービス事業者の指定（介護福祉課取扱い） 5
- 介護保険法に基づく指定居宅介護支援事業者の指定（介護福祉課取扱い） 5
- 介護保険法に基づく指定介護予防サービス事業者の指定（介護福祉課取扱い） 5
- 児童福祉法に基づく指定障害児入所施設の指定（障害福祉課取扱い） 6
- 土地改良区の設立認可の申請を適当とする決定（農地整備課取扱い） 6
- 土地改良区の定款の変更の認可（農地整備課取扱い） 6
- 道路の区域の変更（道路維持課取扱い） 7
- 道路の供用の開始（道路維持課取扱い） 7
- 土砂災害警戒区域の指定（砂防課取扱い） 7
- 土砂災害特別警戒区域の指定（砂防課取扱い） 8
- 児童福祉法に基づく指定障害児通所支援事業者の指定（3件）（鹿児島地域振興局取扱い） 8

公 告

- 一般競争入札公告（情報政策課取扱い） 9
- 大規模小売店舗の届出事項の変更に関する公告（2件）（商工政策課取扱い） 12
- 平成24年度職業訓練指導員試験公告（雇用労政課取扱い） 13

選 挙 管 理 委 員 会 告 示

- 不在者投票を行うことができる病院等の指定の一部改正（※）（選挙管理委員会取扱い） 15

規 則

鹿児島県事務処理の特例に関する条例に基づき市町村が処理する事務の範囲を定める規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成24年 6 月 22 日

鹿児島県知事 伊藤祐一郎

鹿児島県規則第45号

鹿児島県事務処理の特例に関する条例に基づき市町村が処理する事務の範囲を定める規則の一部を改正する規則

鹿児島県事務処理の特例に関する条例に基づき市町村が処理する事務の範囲を定める規則

(平成12年鹿児島県規則第88号)の一部を次のように改正する。
別表教育庁の表中「2の項」を「1の項」に改める。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

鹿児島県事務処理の特例に関する条例に基づき市町村が処理する事務の範囲を定める規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成24年 6 月 22 日

鹿児島県知事 伊藤祐一郎

鹿児島県規則第46号

鹿児島県事務処理の特例に関する条例に基づき市町村が処理する事務の範囲を定める規則の一部を改正する規則

鹿児島県事務処理の特例に関する条例に基づき市町村が処理する事務の範囲を定める規則(平成12年鹿児島県規則第88号)の一部を次のように改正する。

別表教育庁の表中「1の項」を「2の項」に改める。

附 則

この規則は、平成24年10月 1 日から施行する。

鹿児島県森林整備公社運営資金貸付条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成24年 6 月 22 日

鹿児島県知事 伊藤祐一郎

鹿児島県規則第47号

鹿児島県森林整備公社運営資金貸付条例施行規則の一部を改正する規則

鹿児島県森林整備公社運営資金貸付条例施行規則(昭和42年鹿児島県規則第100号)の一部を次のように改正する。

第2条第1項及び別記第1号様式から別記第4号様式までの規定中「社団法人鹿児島県森林整備公社」を「公益社団法人鹿児島県森林整備公社」に改める。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

災害救助法施行細則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成24年 6 月 22 日

鹿児島県知事 伊藤祐一郎

鹿児島県規則第48号

災害救助法施行細則の一部を改正する規則

災害救助法施行細則(昭和35年鹿児島県規則第106号)の一部を次のように改正する。

別表第1の1(2)イ中「2,387,000円」を「2,401,000円」に改め、同表の3(1)中「たい積等」

を「堆積等」に改め、同表の3(3)アの表中

円	円	円	円	円
17,300	22,300	32,800	39,300	49,800
28,600	37,000	51,600	60,400	75,900

を

円	円	円	円	円
17,200	22,200	32,700	39,200	49,700
28,500	36,900	51,400	60,200	75,700

に改め、別表第1の3(3)イの表中

を

円	円	円
11,400	13,800	17,500

を

円	円	円
11,400	13,800	17,400

に改め、別表第1の12(2)

16,900	20,000	25,400	16,800	19,900	25,300
--------	--------	--------	--------	--------	--------

中「134,200円」を「133,900円」に改める。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

告 示

鹿児島県告示第742号

森林法（昭和26年法律第249号）第33条の2第1項の規定により、次のとおり保安林の指定施業要件を変更する予定である。

平成24年6月22日

鹿児島県知事 伊藤祐一郎

- 1 指定施業要件の変更予定保安林の所在場所
垂水市田神字蛸迫509番，510番，561番，562番，字下胡麻迫1240番丙，1241番乙，1242番，1242番1，1242番7，1243番1，1243番2，中俣字竹ノ崎1946番13，1947番イ，字御用ケ屋敷3828番イ，3828番ハ，3828番乙，3833番1
- 2 保安林として指定された目的
土砂の流出の防備
- 3 変更後の指定施業要件
 - (1) 立木の伐採の方法
ア 主伐は，択伐による。
イ 主伐として伐採をすることができる立木は，当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
ウ 間伐に係る森林は，次のとおりとする。
 - (2) 立木の伐採の限度
次のとおりとする。
（「次のとおり」は，省略し，その関係書類を鹿児島県環境林務部森づくり推進課及び垂水市役所に備え置いて縦覧に供する。）

鹿児島県告示第743号

森林法（昭和26年法律第249号）第33条の2第1項の規定により、次のとおり保安林の指定施業要件を変更する予定である。

平成24年6月22日

鹿児島県知事 伊藤祐一郎

- 1 指定施業要件の変更予定保安林の所在場所
肝属郡南大隅町佐多馬籠字折山2910番1，根占辺田字檜木平4657番から4660番まで，字瀧ノ上4940番1
- 2 保安林として指定された目的
土砂の流出の防備
- 3 変更後の指定施業要件
 - (1) 立木の伐採の方法
ア 主伐は，択伐による。
イ 主伐として伐採をすることができる立木は，当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
ウ 間伐に係る森林は，次のとおりとする。
 - (2) 立木の伐採の限度
次のとおりとする。
（「次のとおり」は，省略し，その関係書類を鹿児島県環境林務部森づくり推進課及び南大

隅町役場に備え置いて縦覧に供する。)

鹿児島県告示第744号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第50条の2及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）第14条第4項においてその例によるものとされた生活保護法第50条の2の規定により、指定医療機関から次のとおり廃止の届出があった。

平成24年6月22日

鹿児島県知事 伊藤祐一郎

名 称	所 在 地	廃止年月日
わかすぎ皮フ科クリニック	出水市中央町1390	平成24年3月31日
こぐま薬局	奄美市名瀬柳町8番10号	平成24年4月30日
まるこペインクリニック	奄美市名瀬末広町18-25グランセ末広ビル2F	平成24年3月31日
タイセイ調剤薬局串木野店	いちき串木野市塩屋町100-2	平成24年4月30日
有限会社ケーアイ調剤薬局五代店	薩摩川内市五代町若宮後3035番地1	平成24年4月30日
おやまクリニック	薩摩川内市五代町3032番地1	平成24年4月30日

鹿児島県告示第745号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第50条の2及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）第14条第4項においてその例によるものとされた生活保護法第50条の2の規定により、指定医療機関から次のとおり変更の届出があった。

平成24年6月22日

鹿児島県知事 伊藤祐一郎

- 指定医療機関の名称及び所在地
福留クリニック
鹿屋市串良町上小原3046

2 変更の内容

変 更 事 項	変 更 前	変 更 後	変 更 年 月 日
名称	福留内科胃腸科	福留クリニック	平成24年3月1日

鹿児島県告示第746号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第50条の2及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）第14条第4項においてその例によるものとされた生活保護法第50条の2の規定により、指定医療機関から次のとおり変更の届出があった。

平成24年6月22日

鹿児島県知事 伊藤祐一郎

- 指定医療機関の名称及び所在地
きらら薬局
曾於市末吉町上町四丁目3番地10

2 変更の内容

変 更 事 項	変 更 前	変 更 後	変 更 年 月 日
所在地	曾於市末吉町二之方39街区6号2	曾於市末吉町上町四丁目3番地10	平成23年12月7日

鹿児島県告示第747号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第54条の2第4項において準用する同法第50条の2及

び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）第14条第4項においてその例によるものとされた生活保護法第54条の2第4項において準用する同法第50条の2の規定により、指定介護機関から次のとおり変更の届出があった。

平成24年6月22日

鹿児島県知事 伊藤祐一郎

- 1 指定介護機関の居宅介護事業所の名称及び所在地
居宅介護支援事業所心晴
伊佐市菱刈前目790-1
- 2 変更の内容

変更事項	変更前	変更後	変更年月日
居宅介護事業所の名称	中村弘医院	居宅介護支援事業所心晴	平成23年9月1日

鹿児島県告示第748号

介護保険法（平成9年法律第123号）第41条第1項本文の規定により、次のとおり指定居宅サービス事業者として指定した。

平成24年6月22日

鹿児島県知事 伊藤祐一郎

事業所		申請者			指定年月日	サービスの種類
名称	所在地	名称	主たる事務所の所在地	代表者の氏名		
垂水徳洲会病院	垂水市田神字河崎12番地2	社会医療法人鹿児島愛心会	鹿屋市新川町6081番地1	徳田 哲	平成24年6月1日	訪問介護
訪問看護ステーション花みずき	鹿屋市新川町6081番地1	社会医療法人鹿児島愛心会	鹿屋市新川町6081番地1	徳田 哲	平成24年6月1日	訪問看護
デイサービス風	鹿屋市古江町796番1	有限会社なごみ福祉会	鹿屋市古江町796番地3	永田美穂子	平成24年6月1日	通所介護
デイサービスきしら	肝属郡肝付町岸良392-1	社会福祉法人岸良福祉会	肝属郡肝付町岸良392-1	佐々木真也	平成24年6月1日	通所介護
訪問看護ステーションいっぽ	出水市昭和町35番5号	株式会社PROJECT S	出水市昭和町35番5号	田島 誠	平成24年6月15日	訪問看護

鹿児島県告示第749号

介護保険法（平成9年法律第123号）第46条第1項の規定により、次のとおり指定居宅介護支援事業者として指定した。

平成24年6月22日

鹿児島県知事 伊藤祐一郎

事業所		申請者			指定年月日	サービスの種類
名称	所在地	名称	主たる事務所の所在地	代表者の氏名		
垂水徳洲会病院	垂水市田神字河崎12番地2	社会医療法人鹿児島愛心会	鹿屋市新川町6081番地1	徳田 哲	平成24年6月1日	居宅介護支援
居宅介護支援事業所いっぽ	出水市昭和町35番5号	株式会社PROJECT S	出水市昭和町35番5号	田島 誠	平成24年6月15日	居宅介護支援

鹿児島県告示第750号

介護保険法（平成9年法律第123号）第53条第1項本文の規定により、次のとおり指定介護予防サービス事業者として指定した。

平成24年6月22日

鹿児島県知事 伊藤祐一郎

事業所		申請者			指定年月日	サービスの種類
名称	所在地	名称	主たる事務所の所在地	代表者の氏名		
垂水徳洲会病院	垂水市田神字河崎12番地2	社会医療法人鹿児島愛心会	鹿屋市新川町6081番地1	徳田 哲	平成24年6月1日	介護予防 訪問介護
訪問看護ステーション花みずき	鹿屋市新川町6081番地1	社会医療法人鹿児島愛心会	鹿屋市新川町6081番地1	徳田 哲	平成24年6月1日	介護予防 訪問看護
デイサービス風	鹿屋市古江町796番1	有限会社なごみ福祉会	鹿屋市古江町796番地3	永田美穂子	平成24年6月1日	介護予防 通所介護
デイサービスきら	肝属郡肝付町岸良392-1	社会福祉法人岸良福祉会	肝属郡肝付町岸良392-1	佐々木真也	平成24年6月1日	介護予防 通所介護
訪問看護ステーションいっぽ	出水市昭和町35番5号	株式会社PROJECTS	出水市昭和町35番5号	田島 誠	平成24年6月15日	介護予防 訪問看護

鹿児島県告示第751号

児童福祉法（昭和22年法律第164号）第24条の2第1項の規定により、次のとおり指定障害児入所施設として指定した。

平成24年 6 月 22 日

鹿児島県知事 伊藤祐一郎

指定障害児入所施設		設置者			指定年月日	障害児入所施設の種類
名称	所在地	名称	主たる事務所の所在地	代表者の氏名		
障害児入所施設やまびこ医療福祉センター	鹿児島市皆与志町1779番地	社会福祉法人向陽会	鹿児島市皆与志町1779番地	本重 博史	平成24年5月1日	医療型障害児入所施設

鹿児島県告示第752号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第8条第1項の規定により、肝属中部土地改良区の設立認可の申請を適当と決定したので、関係書類を次のとおり縦覧に供する。

なお、この決定に不服のある者は、縦覧期間満了の日の翌日から起算して15日以内に、鹿児島県知事に対して異議の申出をすることができる。

平成24年 6 月 22 日

鹿児島県知事 伊藤祐一郎

1 縦覧書類の名称

- (1) 土地改良事業計画書の写し
- (2) 定款の写し

2 縦覧期間

平成24年 6 月 25 日から同年 7 月 23 日まで

3 縦覧場所

鹿屋市役所農地整備課
鹿屋市吾平総合支所産業建設課
肝付町役場農業振興課

鹿児島県告示第753号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第30条第2項の規定により、平成24年 4 月 23 日付けで徳之島用水土地改良区の定款の変更を認可した。

平成24年 6 月 22 日

鹿児島県知事 伊藤祐一郎

鹿児島県告示第754号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定により、次のとおり道路の区域を変更した。

なお、区域を表示した図面は、平成24年6月22日から2週間、鹿児島県土木部道路維持課において一般の縦覧に供する。

平成24年6月22日

鹿児島県知事 伊藤祐一郎

道路の種類	路線名	変更の区間	変更前後の別	敷地の幅員 (メートル)	敷地の延長 (メートル)
県道	伊仙亀津徳之島空港線	大島郡伊仙町大字伊仙字谷川3330番4地先から同町大字伊仙字向里2653番13地先まで	前	6.8～10.0	80.0
			後	14.8～45.8	80.0

鹿児島県告示第755号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定により、次のとおり道路の供用を開始する。

なお、供用の開始の区間を表示した図面は、平成24年6月22日から2週間、鹿児島県土木部道路維持課において一般の縦覧に供する。

平成24年6月22日

鹿児島県知事 伊藤祐一郎

道路の種類	路線名	供用開始の区間	供用開始の期日
県道	伊仙亀津徳之島空港線	大島郡伊仙町大字伊仙字谷川3330番4地先から同町大字伊仙字向里2653番13地先まで	平成24年6月22日

鹿児島県告示第756号

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成12年法律第57号）第6条第1項の規定により、次のとおり土砂災害警戒区域を指定する。

なお、土砂災害警戒区域の表示については、次の図のとおりとする。

平成24年6月22日

鹿児島県知事 伊藤祐一郎

土砂災害の発生原因となる自然現象の種類	市町村名	土砂災害警戒区域の名称
急傾斜地の崩壊	瀬戸内町	急・高丘2，急・宮前1，急・高丘1，急・高丘3，急・宮前2，急・宮前3，急・宮前4，急・船津1，急・船津2，急・宮前5，急・トンキャン原2，急・瀬久井東1，急・瀬久井東2，急・トンキャン原3，急・芦瀬原1，急・トンキャン原1，急・大湊1及び急・瀬久井西1
土石流	瀬戸内町	土・大湊1，土・高丘1，土・高丘6，土・高丘2，土・高丘3，土・高丘4，土・高丘5，土・船津1，土・宮前1，土・船津2，土・船津3，土・宮前2，土・宮前3，土・瀬久井東3，土・瀬久井西2，土・瀬久井東4，土・瀬久井東1，土・瀬久井東2及び土・大湊2

（「次の図」は、省略し、その図面を鹿児島県土木部砂防課及び大島支庁瀬戸内事務所建設課に備え置いて縦覧に供する。）

鹿児島県告示第757号

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成12年法律第57号）第8条第1項の規定により、次のとおり土砂災害特別警戒区域を指定する。

なお、土砂災害特別警戒区域の表示及び建築物の構造の規制に必要な衝撃に関する事項については、次の図のとおりとする。

平成24年6月22日

鹿児島県知事 伊藤祐一郎

土砂災害の発生原因となる自然現象の種類	市町村名	土 砂 災 害 特 別 警 戒 区 域 の 名 称
急傾斜地の崩壊	瀬戸内町	急・高丘2, 急・宮前1, 急・高丘1, 急・高丘3, 急・宮前2, 急・宮前3, 急・宮前4, 急・船津1, 急・船津2, 急・宮前5, 急・トンキャン原2, 急・瀬久井東1, 急・瀬久井東2, 急・トンキャン原3, 急・芦瀬原1, 急・トンキャン原1, 急・大湊1及び急・瀬久井西1
土石流	瀬戸内町	土・大湊1, 土・高丘4, 土・船津1, 土・船津2, 土・宮前2, 土・宮前3及び土・瀬久井東2

（「次の図」は、省略し、その図面を鹿児島県土木部砂防課及び大島支庁瀬戸内事務所建設課に備え置いて縦覧に供する。）

鹿児島地域振興局告示第51号

児童福祉法（昭和22年法律第164号）第21条の5の3第1項の規定により、次のとおり指定障害児通所支援事業者として指定した。

平成24年6月22日

鹿児島地域振興局長 灰床義博

事 業 所		申 請 者			指 定 年 月 日	障 害 児 通 所 支 援 の 種 類
名 称	所 在 地	名 称	主たる事務所の所在地	代表者の氏名		
育ちサポート遊喜	鹿児島市谷山中央一丁目4976	特定非営利活動法人とも会の会	鹿児島市和田一丁目28番40号	井上 從昭	平成24年6月1日	児童発達支援・放課後等サービス・保育所等訪問支援

鹿児島地域振興局告示第52号

児童福祉法（昭和22年法律第164号）第21条の5の3第1項の規定により、次のとおり指定障害児通所支援事業者として指定した。

平成24年6月22日

鹿児島地域振興局長 灰床義博

事 業 所		申 請 者			指 定 年 月 日	障 害 児 通 所 支 援 の 種 類
名 称	所 在 地	名 称	主たる事務所の所在地	代表者の氏名		
放課後等デイサービスジョイキッズ	鹿児島市郡元一丁目20-31	特定非営利活動法人ジョイキッズ	鹿児島市下田町293番地3	仮屋 和博	平成24年6月1日	放課後等サービス

鹿児島地域振興局告示第53号

児童福祉法（昭和22年法律第164号）第21条の5の3第1項の規定により、次のとおり指定

障害児通所支援事業者として指定した。

平成24年 6 月 22 日

鹿児島地域振興局長 灰床義博

事業所		申請者			指定年月日	障害児通所支援の種類
名称	所在地	名称	主たる事務所の所在地	代表者の氏名		
児童デイサービスきずな	鹿児島市吉野町 6039-28	社会福祉法人吾子の里	鹿児島市吉野町 10793-1	十島 雍蔵	平成24年 6 月 1 日	放課後等 デイサー ビス

公 告

一般競争入札公告

地方自治法（昭和22年法律第67号）第234条第1項の規定により、物品等の借入について、次のとおり一般競争入札（以下「入札」という。）を行う。

平成24年 6 月 22 日

鹿児島県知事 伊藤祐一郎

1 入札に付する事項

- (1) 借入をする物品等の名称及び数量
業務用パソコンの賃貸借 1,468台
- (2) 借入をする物品等の特質等
入札説明書による。
- (3) 納入期限
平成24年 9 月 28 日
- (4) 納入場所
入札説明書による。
- (5) 借入期間
平成24年10月 1 日から平成29年 9 月 30日まで

なお、契約は、地方自治法第234条の3及び地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の17に規定する長期継続契約に該当するものであることから、契約書に「翌年度以降において、歳入歳出予算の当該金額について減額又は削除があった場合は、当該契約は解除することができる」旨の条件付き解除条項を付記する。

2 入札に参加する者に必要な資格

- (1) 役務の提供等の業務に関する契約に係る競争入札参加資格審査要綱（平成14年鹿児島県告示第1481号）に基づく知事の入札参加資格審査を受け、入札参加資格を有すると認められた者であること。
- (2) 地方自治法施行令第167条の4の規定に該当しない者であること。
- (3) 次のアからケまでのいずれにも該当しない者であること。

なお、資格要件確認のため、鹿児島県警察本部に照会する場合がある。

ア 暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）

イ 暴力団員（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）

ウ 役員等が、暴力団員であると認められる法人又は個人

エ 暴力団又は暴力団員が、その経営に実質的に関与している法人又は個人

オ 役員等が、自己、自社若しくは第三者の不正な利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用している法人又は個人

カ 役員等が、暴力団又は暴力団員に対して、いかなる名義をもってするかを問わず、金銭、物品その他の財産上の利益を不当に提供し、又は便宜を供与するなど、直接的又は積極的に暴力団の維持運営に協力し、又は関与している法人又は個人

キ 役員等が、暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有している法人又は個人

ク 役員等が、暴力団又は暴力団員であることを知りながら不当な行為をするためにこれらを利用して法人又は個人

ケ アからクまでに定める者の依頼を受けて入札に参加しようとする法人又は個人

- (4) 納入しようとする物品の機能等証明書を平成24年7月23日午後5時までに3の(2)の場所に提出し、当該役務を提供することができることを証明した者であること。

なお、機能等証明書を発売予定の物品で提出する場合は、1の(1)の物品を要求仕様書の示す納入期限までに納入することができる旨の当該物品製造元の証明書を併せて添付すること。

また、提出した機能等証明書について説明を求められたときは、これに応じなければならない。

3 入札の方法等

(1) 入札書の記載

落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の5に相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。）をもって落札価格とするので、入札に参加する者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約金額の105分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

(2) 入札書の提出場所

鹿児島県企画部情報政策課システム開発係
鹿児島市鴨池新町10番1号 郵便番号 890-8577

(3) 入札書の提出方法

(2)の提出場所に持参し、又は郵便若しくは民間事業者による信書の送達に関する法律（平成14年法律第99号）第2条第6項に規定する一般信書便事業者若しくは同条第9項に規定する特定信書便事業者による同条第2項に規定する信書便（以下「信書便」という。）により送付すること（郵便又は信書便により送付する場合は、配達を証明することができる郵便又は信書便とすること。）。

(4) 入札書の提出期限

平成24年8月1日午後5時（郵便又は信書便により送付する場合は、同期限までに必着のこと。）

(5) 開札の日時及び場所

ア 日時 平成24年8月2日午後2時
イ 場所 鹿児島県庁（行政庁舎2階）会議室2-B-1

(6) 入札説明書

ア 入札に参加するために必要な関係書類その他入札に関する詳細な事項は、入札説明書による。

イ 入札説明書の交付場所及び交付期限

(ア) 交付場所 (2)に同じ。

(イ) 交付期限 平成24年7月17日午後5時

4 契約条項を示す場所及び期限

3の(2)及び(6)のイの(イ)に同じ。

5 入札及び契約の手続において使用する言語及び通貨

日本語及び日本国通貨とする。

6 入札保証金及び契約保証金

(1) 入札保証金

見積もる契約金額の100分の5以上の金額を、入札説明書に定める方法により、入札書の提出期限までに納付すること。ただし、入札に参加しようとする者が、入札保証金以上の金額につき、保険会社との間に県を被保険者とする入札保証保険契約を締結し、当該入札保証保険契約に係る保険証券を提出したときは、入札保証金の納付が免除される。

なお、入札保証金は、入札終了後還付する。ただし、落札者には、契約締結後還付する。

(2) 契約保証金

契約担当者が指定する日時までに、契約金額の100分の10以上の金額を、入札説明書に定める方法により納付すること。ただし、契約の相手方が、契約保証金以上の金額につき、保険会社との間に県を被保険者とする契約保証保険契約を締結し、当該契約保証保険契約に係る保険証券を提出したときは、契約保証金の納付が免除される。

なお、契約保証金は、契約履行後還付する。

7 入札の無効

次の(1)から(8)までのいずれかに該当する入札は、無効とする。

- (1) 入札に参加する者に必要な資格のない者のした入札
- (2) 2以上の入札書（代理人として提出する入札書を含む。）による入札
- (3) 入札金額が加除訂正されている入札書による入札
- (4) 入札要件の判明できない入札書、入札金額以外の記載事項の訂正に押印のない入札書又は入札者の押印のない入札書による入札
- (5) 記載した文字を容易に消字することのできる筆記用具を用いて記載した入札書による入札
- (6) 民法（明治29年法律第89号）第95条に規定する錯誤による入札であると入札執行者が認めた場合の入札
- (7) 入札保証金の納付がない場合又は納入金額が過少の場合の入札
- (8) その他入札に関する条件に違反したと認められる者のした入札

8 落札者の決定の方法

有効な入札書を提出した者で、予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって申込みをしたものを落札者とする。

9 最低制限価格

設定しない。

10 契約書案の提出

落札者は、落札決定通知を受けた日から5日以内に、記名押印した契約書の案を提出しなければならない。

11 入札及び契約に関する事務を担当する部局の名称並びに問合せ先

鹿児島県企画部情報政策課システム開発係
鹿児島市鴨池新町10番1号 郵便番号 890-8577
電話番号 099-286-2393
ファックス番号 099-286-5527

12 その他

この調達は、世界貿易機関（WTO）に基づく政府調達に関する協定の適用を受ける。

13 SUMMARY

- (1) NATURE AND QUANTITY OF THE PRODUCTS AND SERVICES TO BE HIRED:
Personal computer for general working:1,468
- (2) DELIVERY PERIOD:
28 September 2012
- (3) DELIVERY PLACE:
Specified in the bid explanation form
- (4) TIME LIMIT FOR TENDER:
5:00 p.m. 1 August 2012
- (5) CONTACT POINT FOR THE NOTICE:
Information Policy Division
Planning Department
Kagoshima Prefectural Government
10-1 Kamoikeshinmachi, Kagoshima City, Kagoshima Prefecture 890-8577 Japan
TEL 099-286-2393

FAX 099-286-5527

大規模小売店舗の届出事項の変更に関する公告

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号。以下「法」という。）第6条第1項の規定により次のとおり大規模小売店舗の変更について届出があったので、関係書類を平成24年6月22日から4月間、鹿児島県商工労働水産部商工政策課において縦覧に供する。

なお、法第8条第2項の規定により意見を述べようとするものは、「(1)意見 (2)意見を述べる理由 (3)氏名及び住所（団体にあつては、名称、代表者の氏名及び事務所の所在地） (4)大規模小売店舗の名称及び所在地」を記載した意見書を、平成24年6月22日から4月以内に、鹿児島県商工労働水産部商工政策課に到着するよう提出すること。

平成24年6月22日

鹿児島県知事 伊藤祐一郎

- 1 大規模小売店舗の名称及び所在地
グラード伊集院
日置市伊集院町徳重字樋脇238番1
- 2 変更事項
大規模小売店舗の名称
(1) 変更前 タイヨー伊集院店
(2) 変更後 グラード伊集院
- 3 変更年月日
平成23年6月16日
- 4 届出年月日
平成24年6月7日

大規模小売店舗の届出事項の変更に関する公告

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号。以下「法」という。）第6条第1項の規定により次のとおり大規模小売店舗の変更について届出があったので、関係書類を平成24年6月22日から4月間、鹿児島県商工労働水産部商工政策課において縦覧に供する。

なお、法第8条第2項の規定により意見を述べようとするものは、「(1)意見 (2)意見を述べる理由 (3)氏名及び住所（団体にあつては、名称、代表者の氏名及び事務所の所在地） (4)大規模小売店舗の名称及び所在地」を記載した意見書を、平成24年6月22日から4月以内に、鹿児島県商工労働水産部商工政策課に到着するよう提出すること。

平成24年6月22日

鹿児島県知事 伊藤祐一郎

- 1 大規模小売店舗の名称及び所在地
ソレイユタウン伊集院
日置市伊集院町徳重字馴枝274番地1 外7筆
- 2 変更事項
(1) 大規模小売店舗の名称
ア 変更前 プラッセ伊集院店
イ 変更後 ソレイユタウン伊集院
(2) 大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名等及び住所
ア (ア) 変更前 株式会社大和 代表取締役 藤井廣明
鹿児島市川上町1959番地30 外6者
(イ) 変更後 株式会社タイヨー 代表取締役 清川和彦
鹿児島市南栄三丁目14番地 外4社
イ (ア) 変更前 株式会社タイヨー 代表取締役 清川和彦
鹿児島市南栄三丁目14番地 外4社
(イ) 変更後 株式会社タイヨー 代表取締役 清川和彦
鹿児島市南栄三丁目14番地 外5社

- 3 変更年月日
 - (1) 2の(1)及び(2)のア 平成24年 5 月 3 日
 - (2) 2の(2)のイ 平成24年 5 月 26 日
- 4 届出年月日
平成24年 6 月 7 日

平成24年度職業訓練指導員試験公告

職業能力開発促進法（昭和44年法律第64号）第30条第 1 項の規定により，平成24年度職業訓練指導員試験を次のとおり実施する。

平成24年 6 月 22 日

鹿児島県知事 伊藤祐一郎

- 1 試験の実施期日
 - (1) 学科試験
平成24年 9 月 9 日（日）
ア 指導方法 午前10時から午前11時まで
イ 関連学科 実施しない。
 - (2) 実技試験
実施しない。
- 2 試験の実施場所
かごしま県民交流センター（鹿児島市山下町14番50号）
- 3 試験を実施する免許職種
 - (1) 学科試験を実施する免許職種
ア 指導方法の試験を実施する免許職種
職業能力開発促進法施行規則（昭和44年労働省令第24号）別表第11の免許職種の欄に掲げる免許職種
イ 関連学科（系基礎学科及び専攻学科）の試験を実施する免許職種
なし
 - (2) 実技試験を実施する免許職種
なし
- 4 学科試験の科目
指導方法（職業訓練原理，教科指導法，訓練生の心理，生活指導及び職業訓練関係法規）
- 5 受験資格
試験を受けることができる者は，職業能力開発促進法第30条第 3 項各号に掲げる者とする。ただし，次のいずれかに該当する者は，試験を受けることができない。
 - (1) 成年被後見人又は被保佐人
 - (2) 禁錮以上の刑に処せられた者
 - (3) 職業訓練指導員免許の取消しを受け，当該取消しの日から 2 年を経過しない者
- 6 試験の免除
実技試験又は学科試験の全部又は一部の免除を受けることができる者は，次のとおりとする。

免除を受けることができる者	免 除 の 範 囲
免許職種に関し，1級の技能検定又は単一等級の技能検定に合格した者	実技試験の全部及び学科試験のうち関連学科
免許職種に関し，2級の技能検定に合格した者	実技試験の全部
職業訓練指導員免許を受けた者	学科試験のうち指導方法及び関連学科の系基礎学科（当該免許職種に係る職業訓練指導員試験に係る系基礎学科と同一の系基礎学科に限る。）
免許職種に関し，職業訓練指導員試験に	実技試験の全部

において実技試験に合格した者	
職業訓練指導員試験において学科試験のうち指導方法に合格した者	学科試験のうち指導方法
免許職種に関し、職業訓練指導員試験において学科試験のうち関連学科の系基礎学科又は専攻学科（フォークリフト科，建築物衛生管理科及び福祉工学科に係る職業訓練指導員試験にあつては，学科試験のうち関連学科）に合格した者	学科試験のうち関連学科の系基礎学科又は専攻学科（フォークリフト科，建築物衛生管理科及び福祉工学科に係る職業訓練指導員試験にあつては，学科試験のうち関連学科）
職業訓練指導員試験において学科試験のうち関連学科の系基礎学科に合格した者	学科試験のうち関連学科の系基礎学科（当該職業訓練指導員試験に係る系基礎学科と同一の系基礎学科に限る。）
免許職種に関し、応用課程の高度職業訓練を修了した者	学科試験のうち関連学科
免許職種に関し、専門課程の高度職業訓練を修了した者	学科試験のうち関連学科
学校教育法（昭和22年法律第26号）による大学又は高等専門学校において免許職種に関する学科を修めて卒業した者	学科試験のうち関連学科
職業能力開発促進法施行規則別表第11の3の免許職種の欄に掲げる免許職種について同表の試験の免除を受けることができる者の欄に掲げる者	職業能力開発促進法施行規則別表第11の3の免除の範囲の欄に掲げる試験

7 試験手数料

学科試験 3,100円

8 受験手続

(1) 提出書類等

ア 職業訓練指導員試験受験申請書

イ 写真（申請前6月以内に撮影した縦4センチメートル，横3センチメートルの脱帽正面上半身像のもので，裏面に氏名及び撮影年月日を記載したもの）

ウ 受験資格を証明する書面

エ 試験の免除を受けようとする者は，試験の免除を受けることができる者であることを証明する書面

オ 試験手数料（鹿児島県収入証紙を受験申請書に貼り付けて納入すること。ただし，送付の方法により受験申請書を提出する者で，鹿児島県収入証紙が入手しにくいものにあつては，鹿児島県収入証紙に代えて定額小為替証書を同封することができる。なお，受験申請書等を受理した後は，試験手数料は返還しない。）

(2) 提出書類等の提出先

鹿児島県商工労働水産部雇用労政課（鹿児島市鴨池新町10番1号 郵便番号 890-8577）

9 提出書類等の受付期間

平成24年7月20日（金）から同年8月10日（金）までのそれぞれの日（県の休日を除く。）の午前8時30分から午後5時15分までとする。

なお，送付の方法により提出する場合は，平成24年8月10日の消印のあるものまで受け付ける。

10 職業訓練指導員試験受験申請書の用紙の交付

職業訓練指導員試験受験申請書の用紙は，鹿児島県商工労働水産部雇用労政課において交付する。

なお，同用紙を送付の方法により請求するときは，宛先及び郵便番号を明記し，140円分の切手を貼った返信用封筒（縦33センチメートル，横24センチメートルの角形2号）を同封

すること。

11 受験票の交付

職業訓練指導員試験受験申請書を受理し、受験資格があると認めた者に対しては、受験票を交付する。

12 合否判定の基準

学科試験の指導方法について満点の6割以上の得点がある場合は、指導方法に限り合格とする。

13 合格者の発表

合格者の受験番号を平成24年9月27日（木）に鹿児島県商工労働水産部雇用労政課前の廊下及び鹿児島県のホームページ（<http://www.pref.kagoshima.jp/>）において掲示するとともに、合格者に対し、郵便により通知して行う。

14 その他

(1) 試験についての照会（試験の合否に係るものを除く。）は、鹿児島県商工労働水産部雇用労政課（電話099-286-3019）に対して行うこと。

(2) 提出書類等を送付の方法により提出する場合は、必ず書留郵便によるものとし、封筒の表に「職業訓練指導員試験受験申請書在中」と朱書すること。

(3) 試験に関して、不正行為を発見したときは、その者について試験を停止させ、又はその者の試験を無効とする。

なお、不正の手段によって試験を受け、合格した者に対しては、合格を取り消し、合格通知書を返還させる。

(4) 受験者のうち希望する者には、鹿児島県個人情報保護条例（平成14年鹿児島県条例第67号）第23条の規定により試験結果（科目別得点）を開示する。

なお、開示を行う期間は合格者の発表の日から起算して1月間とし、開示を行う場所は鹿児島県商工労働水産部雇用労政課とする。

選挙管理委員会告示

鹿児島県選挙管理委員会告示第24号

平成24年2月28日鹿児島県選挙管理委員会告示第1号（不在者投票を行うことができる病院等の指定）の一部を次のように改正する。

平成24年6月22日

鹿児島県選挙管理委員会委員長 鎌田六郎

1の表146の項中「医療法人鹿児島愛心会大隅鹿屋病院」を「社会医療法人鹿児島愛心会大隅鹿屋病院」に、同表223の項中「医療法人鹿児島愛心会笠利病院」を「社会医療法人鹿児島愛心会笠利病院」に、同表291の項中「医療法人鹿児島愛心会山川病院」を「社会医療法人鹿児島愛心会山川病院」に改める。

3の表17の項中「身体障害者療護施設すみよしの里」を「障がい者支援施設すみよしの里」に改める。